



## 上富良野町固定資産評価審査委員会会議録

□ 日時 平成31年4月1日（月曜日）午後1時30分

□ 場所 上富良野町役場 審議室

□ 出席委員（3名）

委員 谷 本 博 昭

委員 船 引 武 通

委員 村 岡 昌 仁

□ 町長 向 山 富 夫

□ 事務局出席職員（3名）

町民生活課長 北 越 克 彦

税務班主幹 星 野 耕 司

税務班主任 大 田 健 司

### 会議結果

□ 開会宣言・開議宣言  
午後1時30分 開会

#### 1 開会

【事務局】星野

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、上富良野町固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、上富良野町固定資産評価審査委員会への出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、事務局町民生活課税務班の星野と申します。よろしく願いいたします。

#### 2 辞令交付

【事務局】

それでは、はじめに、辞令交付を行います。

#### 3 あいさつ

続きまして、向山富夫町長から御挨拶申し上げます。

【町長】例文

本日は、御多忙のところ、固定資産評価審査委員会に出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本町の税務行政に対しまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げる次第であります。

皆さまにおかれましては前回に引き続き固定資産評価審査委員を引き受けていただき、感謝いたす次第であります。適正な課税に努めているところでございますが、固定資産評価審査委員会におかれましては、非常に重要な機関でありますので、皆さまの知識お力をお借りして引き続き、適正な課税に努めてまいりたいと存じますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、本日の委員会に際しましての御挨拶とさせていただきます。

#### ●職員紹介

【事務局】星野

町長は用務のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、議案にはありませんが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、委員さんから順にお願いをしたいと存じます。

(委員の自己紹介)

【事務局】

続いて、職員の自己紹介をさせていただきます。

(職員の自己紹介)

【事務局】

これより、議題に入りますが、その前に、本日配布の資料につきまして御確認させていただきます。

(資料確認)

#### 4 議題

(1) 上富良野町固定資産評価審査委員会委員長の選任について

【事務局】

それでは、これより議題に入らせていただきます。

先般、平成31年3月20日の定例会において議会の同意を得まして、町長により委員の皆様を選任し、事例を交付させていただきましたが、このたび、選任後初めての委員会となりますので、まず、審査委員会の委員長を定めていただくこととなります。

委員長の選任につきましては、資料2の上富良野町固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定によりまして、「委員長は、委員の互選によりこれを定める」とされておりますので、御意見がありましたらよろしくお願い致します。

(船引委員「今回3期目となり前回委員長を務めさせていただいた。離農等もあり、今後新しい方が行い引きついでもraitaitaimため、谷本委員を推薦し職務代理には村岡委員を推薦する。」との発言あり)

【事務局】ただ今、「谷本委員さんを」との御推薦がございましたが、谷本委員さん、いかがでございますか。

(「承諾」の旨の発言あり)

**【事務局】**

それでは、谷本委員さんに上富良野町固定資産評価審査委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

(2) 上富良野町固定資産評価審査委員会委員長職務代理者の指名について

**【事務局】**

続きまして、議題第2号の「上富良野町固定資産評価審査委員会委員長職務代理者の指名について」を議題とします。

**【事務局】**

資料2の上富良野町固定資産評価審査委員会条例第2条第4項を御覧ください。

第2条第4項には、「委員長に事故があるとき等は、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する」ことが規定されています。

このため、本件については、委員長の職務代理をする委員を決定していただくため、委員長の指名をお願いするものであります。

先ほど船引委員の方からご提案のとおり職務代理者として、村岡委員に職務代理者ということで、指名をさせていただきたいと思っております。

(「承諾」の旨の発言あり)

## 5 報告

(1) 平成30年度固定資産評価の審査申出について

**【事務局】**

続いて、議案の「5 報告」に移ります。

報告第1号「平成30年度固定資産評価の審査申出について」ですが、資料3の「平成30年度固定資産評価の審査申出について」に基づいて説明させていただきます。

平成30年度の固定資産評価の審査申出件数は0件ということで、審査申出は、ありませんでした。

審査申出の根拠条文である地方税法第432条では、「固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間において文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。」と規定されております。

上富良野町では、固定資産台帳登録の公示は、平成30年4月2日に行っております。

また、納税通知書については、平成30年5月10日に発送しております。

郵送期間を勘案して4日間程度としますと、5月14日に納税通知書が到達することが想定されます。その翌日から起算すると、納税通知書の交付を受けた日後3月目が8月14日となります。

したがって、公示日の4月2日から8月14日までの審査申出期間においては、申出はありませんでした。

次に資料4の固定資産評価審査委員会の審査の流れについてです。納税者が審査申出期間に申出た場合に、この表にしたがって形式審査を行い書面にて最後は通知をするこ

とになっております。今まで当町においてはございません。

本件につきまして、何か御質問等はございますか。

(質疑なし)

(2) 平成30年度固定資産に関する課税状況等について

【事務局】

続いて、報告第2号「平成30年度固定資産に関する課税状況等について」です。

平成30年度の固定資産税の課税状況等について御説明させていただきます。

固定資産税の概要ですが、まず固定資産税の課税客体ですが、土地、家屋、償却資産となっています。平成30年度の課税客体総数で、土地が22,207筆、家屋が5,466棟となっています。

課税主体は、市町村です。納税義務者は、土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税しています。平成30年度当初の納税義務者総数は、土地が3,082人、家屋が3,362人、償却資産は249人です。当初調定の実人数は4,142人です。

課税標準は、賦課期日の価格で、価格は適正な時価とされており、土地、家屋は3年ごとに評価替えを行うこととされています。また、償却資産については、毎年度の価格が原則として課税標準となります。

平成30年度は評価替えの年でした。次の評価替えは平成33年度になります。税率は、市町村の条例で定めることとされており、上富良野町は標準税率1.4%です。免税点ですが、固定資産税には免税点制度が設けられており、課税標準額が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産は150万円に満たない場合には、固定資産税を課することができないものとされています。

賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日ですので、今年度は平成31年1月1日になります。

税収につきましては、平成30年度決算額で、3億8187万円でした。

続きまして、固定資産税の仕組みですが、土地、次ページに家屋、その次ページに償却資産とありますので、書類のとおりとなりますので、割愛させていただきます。

以上課税状況等の説明を終わります。

## 6 その他

【事務局】続いて、議案の「6その他」でございますが、何かありませうか。無いようでしたら、以上で全ての議事を終了させていただきます。議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

## 7 閉会

【事務局】以上で、本日の固定資産評価審査委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時00分 閉会